

第2章

方法書に対する意見等の概要

第2章 方法書に対する意見等の概要

2.1 方法書に対する市民意見等の概要

方法書は、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、平成29年7月5日から同年8月4日までの1ヵ月間、縦覧に供された。

2.1.1 意見の対照

以下の2つについて、環境影響評価方法書に対する意見書として取り扱った。

- ・仙台市環境影響評価条例第9条第1項に基づき、意見書の提出期間（平成29年7月5日から平成29年8月19日（当日消印有効））に郵送・FAXにて受領したもの。
- ・同条例8条の2に基づき平成29年7月19日及び21日に開催した方法書説明会において受領したもの。

2.1.2 意見書の数

意見書は13通（郵送・FAX：10通、方法書説明会：3通）

2.1.3 意見の数

同一の意見書に複数の意見が記されていた場合は、各々意見として取り扱った結果、意見の総数は、36件であった。

・事業計画・全般的事項	17件
・大気環境	5件
・水環境	2件
・植物、動物、生態系	9件
・景観・自然との触れ合いの場	1件
・廃棄物等、温室効果ガス	2件

2.1.4 方法書に対する市民意見の概要

事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全及び創造の見地からの意見の概要は、第2-1表(1)～(5)のとおり36件であった。

第 2-1 表(1) 方法書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
1	<p>手っ取り早く利益が見込めるところで、お金を稼ごうとして、仙台港に白羽の矢を立てたのか。きれいな空気と豊かな大地、健康を引き換えにして、早急に電力を確保しなければならないほど、宮城は困っていない。発電後の廃熱が大気や海水に及ぼす影響は決して小さくない。本当に輸入バイオマス発電しかないのか。目先の利益に囚われずに、日本の、宮城の、未来を展望したエネルギー、関連産業とのコラボの提案など、人類と地球に生きるものすべてが共生できる社会の実現に向け努力して欲しい。</p>
2	<p>以下の理由から、計画の見直し又は中止を求める。</p> <p>①今回の計画は、木質バイオマスとしては、7.5万kWと規模が大きく、そのほとんどが海外輸入であり、社長のメッセージにもある「地産地消」の理念とは一致しない。説明会では、将来、国内産バイオマス増加を目指すとやっているが、その保証は全くない。また、輸入先の採取管理が不十分な場合は、当該地域の環境破壊を招き、日本による資源略奪のような現象を起しかねない。</p> <p>②仙台港周辺には火力発電所の立地が相次ぎ、今回の計画が3番目の火力発電である。被災地への火力発電建設は、被災地の弱みに付け込むものである。宮城・東北に電力不足のない中で、環境や住民の健康に負荷を与えてまで火力発電所を建設する必然性はなく、それを求める住民要求もない。</p> <p>貴社の再エネ事業を目指す方向には賛同するので、林業整備と連携し、国産バイオマスを活用した小規模コージェネレーションシステムを事業の柱の1つとして、この分野のリーダープランナーとして活躍することを期待する。</p>
3	<p>これからの発電は、健康被害に影響の出ない、自然環境を破壊させない、地球温暖化をこれ以上促進させない自然エネルギーを有効活用する太陽光発電、風力発電を積極的に活用すべきである。</p>
4	<p>なぜ 3.11 の津波で大きな被害を受けた旧中野小の震災モニュメントの東側に建設するのか。また、大気汚染を伴う発電所をなぜ被災地にわざわざ建設するのか。本事業は、震災で地価が安くなったことなどをメリットとする災害便乗型ビジネスである。住民の感覚としてとうてい受け入れがたいものであり、一刻も早く本事業の撤回を判断すべきである。</p>
5	<p>浦生北部2号公園内には、慰霊塔「希望の鐘」、慰霊碑「希望の絆中野」という地域モニュメントがあり、その隣に火力発電所を建設することは反対である。</p>
6	<p>計画地は災害危険区域となっているが、災害危険区域に進出することに抵抗はないのか。災害危険区域は除外されるのか。</p>

第 2-1(2) 方法書についての意見の概要

1. 事業計画

No.	意見の概要
7	<p>県内でも人口密度の高い地域において、七ヶ浜町に大型火力発電所が2ヶ所存在し、仙台港の石炭火力発電所2ヶ所を知らながら、5つ目の火力発電所の立地はやめるべきである。</p> <p>また、方法書において、仙台市宮城野区、若林区、多賀城市の人口、世帯数、人口密度などが表示されているが、住民目線で判断ができる尺度や比較できる資料とするよう改善すべきである。</p>
8	<p>環境中の汚染物質の発生源の特定について難しいと考えられる。空気中や海水へ汚染物質が生じた場合、その原因がどこなのかは証明できるのか。</p> <p>また、基準値を超えてしまった場合、即座に火力発電の稼働を停止できるのか。問題の原因特定を行う間も大気汚染は継続される。その間の近隣住民の健康をどのように守るのか。</p>
9	<p>国内で大規模な木質バイオマス火力発電所がいくつも建設されている。海外から輸入する燃料の取り合いが発生するのではないかと。燃料を持続的に調達できる保障はあるのか。</p>
10	<p>バイオマス発電に伴い熱も排出されるが、その熱はどのように処理されるのか。地域周辺の気温上昇の問題も心配である。</p>
11	<p>地域貢献について、小学校とかの施設も対象に入れるべきである。</p>
12	<p>立地地区には「高瀬掘」という水路があったと思われる。将来的に歴史的価値が認められた場合、その保存などに協力体制をとることは可能か。</p> <p>また、蒲生地区には「高砂神社」という社殿がある。この神社を護り神として再興し、蒲生北部地区を興隆してもらいたい。</p> <p>蒲生地区にも歴史がある。当地区に進出するのであれば、地域のことを知ってもらい、御社がリーダーシップをとって守り続ける責務がある。</p>
13	<p>事業者は、地域の歴史と自然環境及び区画整理事業の経緯を知るべきである。</p>
14	<p>木質バイオマス燃料を港で荷揚げする場合は、外国経由の荷物にヒアリなど外来生物が含まれる危険性があるため、具体的な措置を検討する必要がある。</p>
15	<p>仙台市は、誘致企業に対し、固定資産税の一定期間の免除をし、地元採用人員25名まで60万円を支給しているが、この制度を利用するのか。</p>
16	<p>養殖場再開を待ち望んでいる事業者がいる。稚魚はストレスに弱く、振動問題を懸念しており対応が必要である。</p>
17	<p>情報公開の姿勢については誠実だと感じた。今後もこのような姿勢を貫いてほしい。</p>

第 2-1 (3) 方法書についての意見の概要

2. 大気環境

No.	意見の概要
1	火力発電所が仙台港に 3 か所もできると燃料の運搬での交通問題や、煙突から排出されるばい煙や熱など環境への影響が単独では評価しきれない問題が発生する可能性がある。それぞれの施設の排出物や輸送等を上乘せして総合的に検討すべきである。
2	SO ₂ 、NO _x 、塵埃の排出は、それぞれ基準以下で、個別の濃度上乘せは計算上軽微であることを強調しているが、その他発電所との複合汚染について言及していない。 特に PM2.5 については、「個別基準はなく国で検討中」と曖昧にしたままである。火力発電所は、排ガス処理をしても一定量の汚染物質を大気中に放出し、周辺の PM2.5 を押し上げる方向に作用し、住民の不健康に結びつくことは明らかである。周辺住民の健康を犠牲にしてまで、仙台港で火力発電を行う理由はなく、住民の納得は得られない。
3	既に仙台パワーステーションが試運転し、四国電力の建設計画もある。そこに本発電所も建つとなると、事業者だけの排気ガス問題にはとどまらず、複合汚染の不安がある。
4	空気より重い水銀や PM2.5 が小さなペットがいる低い生活圏に、充満する可能性が考えられる。ペットに悪影響を及ぼさないと確約できるのか。
5	仙台港に近い多賀城の中高層マンションに住んでいる。マンション近辺にも、観測地点を設けていただきたい。

3. 水質

No.	意見の概要
1	工事中の掘削工事に伴う降雨時の濁水処理について、濁度をいくら以下にするなどの具体的な数字がない以上、調査は形だけのものとなりかない。 実際に工事等に伴う濁水が七北田川へ排水されると、底生動物を含め周辺環境への悪影響がある。
2	工場内は浸透性アスファルトを利用するとあるが、燃料輸送に大型自動車を使用するため、耐久性上の問題から浸透性アスファルトは不可能と思われる。従業員駐車場程度の限られた部分にのみ採用されることだろうと想像する。イメージ先行で具体的な数値目標がないのは問題だ。

第 2-1(4) 方法書についての意見の概要

4. 植物、動物、生態系

No.	意見の概要
1	<p>蒲生干潟は、七北田川から入る淡水と満潮時に入る海水が混じる独特で微妙な塩分濃度に保たれており、こうした環境に適したゴカイ、貝、カニの仲間や、これらを食物とする鳥類が多く生息しており、国設の鳥獣保護区蒲生特別保護地区に指定されている重要な干潟である。干潟は、非常に浅い水深であるため、微量の汚染物質でも影響が現れる可能性が高い。計画地は、干潟から約 500m と近く、排煙等により干潟に直接影響を及ぼすことが想定される。特に PM2.5、水銀の影響が心配であり、発電所建設は認められない。</p> <p>また、環境影響評価の対象には、蒲生干潟の水質、砂泥質、植生、動物（鳥類、底生動物、昆虫など）についての調査も含まれるべきである。</p>
2	<p>干潟の底生動物の代表種の一つであるアカテガニは、震災後、生息数が激減し、宮城県のレッドリスト(2016)では準絶滅危惧種に指定されている。計画地は、まさにアカテガニの生息域に含まれる場所であり、発電所の建設は認められない。</p> <p>また、環境影響評価の対象にアカテガニの生息状況を含めるべきである。</p>
3	<p>開発地周辺の蒲生干潟とそこへつながる七北田川には貴重な生態系があり、過去の文献を利用しているだけでは評価しきれない。冬期には国の天然記念物で絶滅危惧種のコクガンが越冬し、事業地に近い七北田川左岸で過ごすため、調査圧に配慮しつつ、詳細な調査が必要である。</p> <p>大気質、水質、底生動物や鳥類、昆虫類を含めた動物、植物などは当然評価するとして、その他干潟の重要な役割を担う一つである珪藻類などの微細な藻類なども評価する必要がある。</p>
4	<p>環境省等の既存資料は鳥類の調査が中心であり、生態系の基盤をなす底生動物や魚類、微生物、そして営巣や休息の場等となる植物の調査記録は不十分である。</p> <p>七北田川河口域から海岸までの植物調査を実施し現況を把握すべきである。</p> <p>鳥類については、既存資料を活用した上で、七北田川河口域から海岸にかけて、調査を実施すべきである。</p> <p>底生動物、水生動物、プランクトン、微生物について、蒲生干潟は、七北田川河口に位置し、海だけでなく、川の影響も大きく受けていることから、計画地前面の川および、河口域、干潟の総合的な生物調査を実施し、現況を把握した上で、影響評価を行うべきである。</p>
5	<p>大気質の予測地点として地点 b、地点 c があげられているが、これでは蒲生干潟への影響を予測することはできない。国指定鳥獣保護区蒲生特別保護地区の中に予測地点を設置すべきである。</p>
6	<p>動物への影響が想定される範囲が 200m と設定しているが、発電所が稼働した場合、排ガスが到達する可能性が考えると、影響を軽視することに問題がある。</p>
7	<p>排水は下水道へ流すということだが、事業地内に少しずつ蓄積した汚染物質が雨水などに溶出して周囲に流れ出し、七北田川を通して、干潟に影響を及ぼすことが懸念される。事業地前面の川の水質を監視し、岸辺のヨシやススキなどの植生の変化から汚染物質の影響を予測し、対応する必要がある。</p>

第 2-1 (5) 方法書についての意見の概要

4. 植物、動物、生態系

No.	意見の概要
8	計画地周辺の海域は、仙台海浜鳥獣保護区である。海上輸送にともなう船舶の増加が、海上での鳥獣に与える影響が心配される。沖合も含めた海鳥の生息状況や影響を評価するべきである。
9	「注目すべき動物種の状況」を抽出するための文献として、蒲生干潟の調査結果が記載されている資料が不足しており、「注目すべき動物種」のリストを整理し見直すことが必要である。 また、レッドデータ等で国 RL として「環境省レッドリスト 2017」をあげているが、同じく環境省の「海洋生物レッドリスト」(2017 年) が取り上げられていない。また、底生動物に関しては「干潟の絶滅危惧動物図鑑」(日本ベントス学会編、2012) も参照すべきである。

5. 景観・自然との触れ合いの場

No.	意見の概要
1	本発電所が建設されると、仙台市宮城野区白鳥地区は、常時煙突から排出される煙が見えてしまう。今迄、この地域では、空に煙が舞い上がる光景など無かった。煙のため、いつも曇天のように感じることに不快感を覚える。この発電所は必要な施設ではない。

6. 廃棄物等、温室効果ガス等

No.	意見の概要
1	二酸化炭素の排出を伴わない国内最大級のバイオマス専焼の発電施設を設置すると記載されているが、ものを燃やすのに二酸化炭素を排出しないとなどといった記述はとて受け入れられない。イメージ戦略が行き過ぎではないか。
2	御社の計画では、木質バイオマスの大半は北米から輸入することになっており、地産地消的ではない。CO ₂ が排出されるのは蒲生地区であり、CO ₂ が吸収されるのは原産地の北米である。CO ₂ フリーも、計算上の見せかけのものにすぎない。

2.2 方法書に対する市長の意見

「仙台市環境影響評価条例」第10条の規定に基づき、環境影響評価方法書についての市長意見が平成29年12月13日に示されている。その内容は第2-2表のとおりである。

第2-2表 方法書についての市長意見

1 全般的事項

本事業については、木質バイオマスを100%活用した再生可能エネルギーであり、国内最高水準の環境保全対策を講じる計画であるものの、本市域内に火力発電所の立地が相次ぎ、本事業に対しても周辺環境への影響を懸念する意見が少なからず寄せられている。

このことから、市民に対し、環境影響評価の結果等について丁寧な説明を行うとともに、排出ガス濃度や燃料の産地及び性状等について積極的に情報公開を行い、不安の払拭に努めること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 排出ガスのダウンウォッシュの発生防止に配慮した設計とすること。

(植物、動物及び生態系)

- (2) 計画地は動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟及び七北田川の河口に近接していることから、既往調査での動植物の確認状況を踏まえながら、施設の稼働前後での現地調査を実施し、本事業による影響について評価すること。

また、工事中の降雨時の濁水や、供用後の燃料輸送に伴う車両走行について、これら動植物に対する影響を可能な限り低減すること。

(景観)

- (3) 計画地に隣接する東日本大震災の慰霊碑からの眺望に配慮した施設配置やデザインを検討するとともに、本事業による眺望への影響について予測・評価すること。
- (4) 景観に係る予測にあたっては、多くの利用者で賑わう「長浜」を眺望点として追加すること。

(温室効果ガス等)

- (5) プラントからの排熱や東北地域の未利用材の活用により、一層の温室効果ガス削減に取り組むこと。

